

任意継続加入をご希望される方へ



以下の①～⑦の内容について、今一度ご確認をお願いいたします。

①退職中にお持ちだった保険証は協会けんぽの保険証ですか？

当協会では任意継続の加入手続きできる方は、協会けんぽの被保険者です。健康保険組合などの他の健康保険の被保険者だった方は、加入していた健康保険組合等へ手続きしてください。

②退職(資格喪失日の前日)までの間に「**継続して2か月以上の加入期間**」がありますか？
また、退職日の翌日(資格喪失日)から「**20日以内**」の申請ですか？

2か月以上の加入期間がなければ、任意継続に加入することはできません。また、資格喪失日から20日を超える場合は、申請できません。天変地災等のやむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。

③国民健康保険等の他の保険と比較して、どの保険がご自身にあっているか検討されましたか？

退職後の健康保険は、「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つから選んで加入する必要があります。毎月の保険料などを比較の上、有利となるものを選択してください。

「協会けんぽの任意継続」に加入した場合、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」に加入変更するという理由で、期間の途中で資格を喪失することはできませんのでご注意ください。

| 加入先 | 協会けんぽの任意継続 | 国民健康保険 | ご家族の健康保険 (被扶養者) | | | | | | |
|-----------------------------|---|--|---|-----------------------|---------|-----------------------------|---------|--|--|
| 加入期間 | ・任意継続に加入してから2年間 | | | | | | | | |
| 保険料 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険料は退職前に控除されていた保険料を2倍にした額が、2年間続きます。 ・保険料は資格取得月から発生します。 <table border="1"> <tr> <td>健康保険料(宮城支部)</td> <td>平成30年度上限額</td> </tr> <tr> <td>40～64歳の方 (介護保険該当者)</td> <td>32,536円</td> </tr> <tr> <td>40歳未満、65歳以上の方 (介護保険非該当者)</td> <td>28,140円</td> </tr> </table> | 健康保険料(宮城支部) | 平成30年度上限額 | 40～64歳の方 (介護保険該当者) | 32,536円 | 40歳未満、65歳以上の方 (介護保険非該当者) | 28,140円 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険料(税)は、前年の所得や加入される世帯人数等により決まります。 ・市町村により保険料(税)の算出方法が異なります。 ・倒産、解雇、雇止めなどにより離職した場合は保険料(税)が軽減されることがあります。 | <p>被扶養者直接の保険料負担はありません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>加入するには、ご家族の加入している健康保険の扶養条件を満たす必要があります。詳しくはご家族の勤務先にお問い合わせください。</p> </div> |
| | 健康保険料(宮城支部) | 平成30年度上限額 | | | | | | | |
| 40～64歳の方 (介護保険該当者) | 32,536円 | | | | | | | | |
| 40歳未満、65歳以上の方 (介護保険非該当者) | 28,140円 | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県支部で保険料額が異なるため、お住まいと在職時に加入されていた都道府県支部が異なる場合には、2倍にした額にならないことがあります。 ・保険料は、原則2年間変わりません。ただし、保険料率の変更等により変動することがあります。収入の増減や被扶養者の有無による変動はありません。 ・保険料は、決められた納付期限まで必ず納付いただく必要があります。納付されなかった場合は資格喪失または資格取消となります。 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>国民健康保険の保険料は、お住まいの市町村役場の国民健康保険担当課へお問い合わせください。</p> </div> | | | | | | | |
| 保給 除付 | <p>どの保険制度を選択しても一部負担金(窓口負担)は3割となります。ただし、70歳以上75歳未満の方(高齢受給者)は、協会けんぽ加入時は標準報酬月額と生年月日により1割～3割となっていました。選択する保険制度によっては3割となる可能性があります。</p> | | | | | | | | |
| 1か月の医療費が高額になっている時 | <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の多数該当の回数を引き継ぎます。 ・高額療養費の自己負担限度額の所得区分が変更になり、負担軽減される場合があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の多数該当は回数がリセットされ、自己負担限度額が今までより高くなる場合があります。 ・自己負担限度額の所得区分は、前年の所得や被保険者の所得により決まりますので変わる場合があります。 | | | | | | | |
| 70歳以上75歳未満の加入者がいる時 | <p>高齢受給者証の負担割合は、退職時の負担割合が引き継がれます。</p> | <p>高齢受給者の負担割合が変わる場合があります。市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。</p> | <p>高齢受給者の負担割合は、被保険者の「年齢や標準報酬月額」で決まります。ご家族の勤務先にお問い合わせください。</p> | | | | | | |

それぞれの保険料額を比較することをおすすめします

④被扶養者がいる場合は、その被扶養者の方のマイナンバーを記入していますか？

資格取得申出書に被扶養者の方のマイナンバーを必ずご記入ください。

(記入のない場合は返戻させていただくことがありますので、お忘れなようご注意ください)

在職時から引き続き被扶養者として加入するご家族の場合、以下の認定条件を満たしていれば添付書類の提出を省略できます。

ただし、任意継続取得申請時または取得後に新たに被扶養者として加入する場合は、収入の有無にかかわらず、その方の収入を確認できる書類の提出が必要です。(16歳未満もしくは16歳以上で学生の場合は、提出不要です) 被扶養者の主な認定条件は、以下のとおりです。

○被保険者の収入で生計を維持している、3親等以内の親族で75歳未満であること

○年間収入が、130万円未満(60歳以上の場合は180万円)であること

提出が必要な収入確認書類については、協会けんぽへ直接お問い合わせ下さい。

⑤在職中にお持ちだった保険証(本人分、家族分)は、お勤めだった事業所へ返却していますか？

任意継続の保険証は、在職時の保険証をそのまま使用するのではなく、任意継続被保険者として新しい保険証が発行されます。任意継続の保険証を発行するためには、お勤めだった事業所から日本年金機構(仙台広域事務センター)へ「被保険者資格喪失届」と在職時の保険証を提出後、日本年金機構(仙台広域事務センター)にてその事務処理が終わらないと任意継続の保険証が発行できません。保険証を返却しない場合、事業所の手続きが遅れ、その結果、任意継続の保険証の発行が遅れる原因となりますので、保険証はすみやかに事業所へ返却してください。

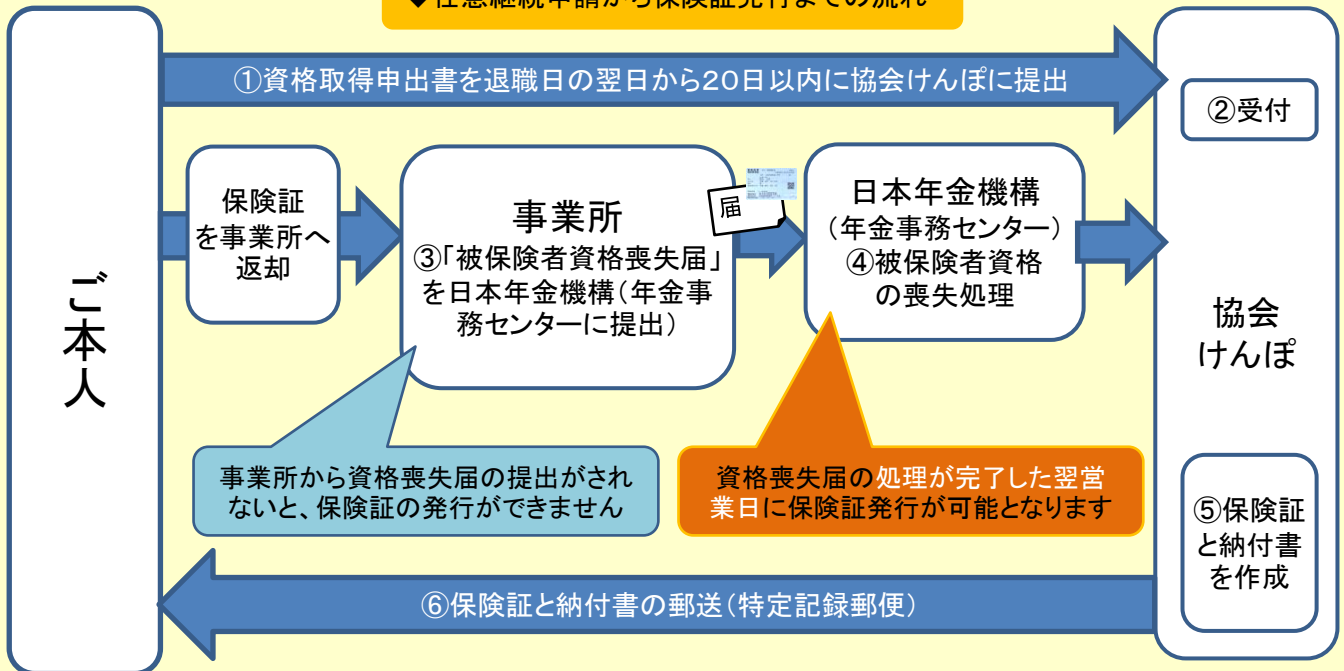
重要!

新しい保険証が発行されるまでは、平均2~3週間程度かかります

(場合によっては発行まで1か月以上かかることもあります)

保険証は後日、協会けんぽ委託業者より郵送となります

◆任意継続申請から保険証発行までの流れ



事業所から日本年金機構へ資格喪失届を提出してから、日本年金機構で喪失処理が完了するまでおおよそ2週間ほどかかるため、申請後はすぐに保険証を発行することはできません。事業所で資格喪失届の提出が遅れた場合は、発行までに1か月以上かかる場合もあります。

⑥保険証が届くまでの間、病院で受診する場合はどうすればいいの？

任意継続は、お勤めだった会社から提出される「資格喪失届」の処理が完了しないと任意継続資格が成立しないため、申し込みの時点で、保険証の代わりとなる証明書等の発行をすることができません。そのため、病院で受診する場合には、病院へ任意継続の手続き中であることを伝えた上で、一時的に全額自己負担していただくこととなります。保険証が届いてから、「療養費支給申請書」に『診療明細書(傷病名が記載されたもの)』と『領収書(明細書)』を添えて協会けんぽへ提出することで、保険負担分の払い戻しが受けられます。

1.口座振替（毎月口座から引き落としとなります）

ご指定の口座から毎月1日（1日が土日祝日の場合はよく営業日）に引き落としされます。1度お申込みいただければ、毎月納付に行く手間が省け、納め忘れを防ぐことができます。ただし、申込みから口座振替開始になるまでは概ね2～3ヶ月程度かかります。それまでの間は、当協会からお送りする納付書にて納付いただくこととなります。申込希望の場合は、別途「口座振替依頼書」を記入押印のうえ、任意継続資格取得と一緒にご提出ください。もしくは任意継続資格取得申出書に口座振替希望の旨をご記入いただければ、後日保険証と一緒に「口座振替依頼書」を送付しますので後日ご提出願います。

2.毎月納付（毎月納付書で納付される方）

毎月初めに登録のご住所宛に納付書を送付いたしますので、毎月10日（10日が土日祝日の場合は翌営業日）までにお支払いいただけます。コンビニエンスストアや郵便局、農協等の窓口や、ペイジー等で納付することができます。

3. 6か月前納、12か月前納（お得で安心な前納制度をご利用ください）

年度を単位として、一定期間分を先払いすることができます。保険料の割引があり毎月納付に行く手間が省け、納め忘れを防ぐことができます。（年4%の利率が割引となります。割引額は毎月の保険料額と前納する期間に応じて決まります。）前納保険料については納付書での納付となります。

任意継続加入時（資格取得時）の前納期間は、資格取得した月の翌月分から対象となり、資格取得した月分は先払いの対象とはなりません。また資格取得時の前納は、資格取得した月の末日が納付期限となります。そのため、任意継続の申請いただく時期やお勤めだった事業所から提出される資格喪失届の処理の状況によっては、前納ができない場合もあります。

<資格取得時の前納納付可否の実例>

- 3/25退職、4/1前納申込→3/26資格取得となり前納納付期限3/31が過ぎていたので前納不可✖
- 3/31退職、4/3前納申込したが事業所の資格喪失届の提出が遅れて5/1に処理された場合
→4/1資格取得となり前納納付期限4/30が過ぎていたので前納不可✖
- 3/31退職、4/3前納申込→4/1資格取得となり前納納付期限4/30で納付可能○
→このケースで発行される納付書は以下ようになります。



【6か月前納の場合】
4月分の1か月分（初回納付書）
5月～9月分の5か月分（前納納付書）
2枚の納付書が届きます。

【12か月前納の場合】
4月分の1か月分（初回納付書）
5月～翌年3月分の11か月分（前納納付書）
2枚の納付書が届きます。

※初回納付書については、前納納付期限より早い納付期限となる場合があります。

任意継続加入にあたりまして、ご理解いただけましたでしょうか？

任意継続加入を希望される方は、「任意継続被保険者資格取得申出書」を記入いただき、ご提出をお願いします。

また、被扶養者のマイナンバー記入が漏れている場合や、添付書類が不足されている方につきましては、いったん申出書に当協会の受付印を押印のうえご返却させていただきますので、必要書類をご準備のうえ、後日、所定の返信用封筒にて再度ご提出をお願いいたします。

任意継続加入をお申込みいただいた方は、裏面の『任意継続加入申込をいただいた方へのお願い』も必ずお読みいただくようお願いします。

任意継続加入申込をいただいた方へお願い

任意継続へ加入してから、特に認識いただきたい重要な項目についてまとめてありますので、必ずお読みいただくようお願いします。

1 保険証は後日ご自宅へ郵送いたします。届くまでは平均2～3週間程度かかります。
(場合によっては発行まで1か月以上かかることもあります)

- ◆ 新しい任意継続の保険証を発行するためには、お勤めだった事業所から提出される「資格喪失届」の処理が確認できてからの発行となりますので、事業所の届出が遅ればそれ以上かかる場合もあります。
- ◆ 保険証が届くまでの間に病院等で受診する場合は、一旦全額を立て替えていただき、保険証が届いてから保険負担分について払戻の手続きを行っていただくようお願いします。

2 保険料は、指定された納付期限までに必ず納付してください。
初回分の保険料納付書は、保険証と同封のうえ送付されます。

- ◆ 任意継続は、決められた納付期限までに保険料を納付いただけなかった場合、資格喪失となり、保険証が使用できなくなります。特に、初回分の保険料の納付がなかった場合は、任意継続の資格が加入時までさかのぼって取り消しとなります。納め忘れがないよう十分ご注意ください。また、納付期限の延長や納付猶予、分割納付などはできません。
- ◆ 初回分の保険料納付書は、保険証と一緒に送付いたします。口座振替の申込をいただいた方であっても、初回分保険料は口座振替でなく納付書でのお支払いとなりますので必ず指定された納付期限までに納付してください。また、初回分の保険料は資格取得日によっては、2か月分もしくは3か月分まとめて送付されることがあります。送付された納付書は全て納付いただくようお願いします。
- ◆ 2回目以降は、毎月10日が納付期限となります。(10日が土日祝日の場合は翌営業日)毎月初めに納付書を送りますので、10日までに必ず納付してください。毎月3日頃になっても納付書がない場合は、必ず納付期限前に協会けんぽへご連絡をお願いします。

※申込時に「口座振替」での納付をご希望いただいた方へ
任意継続申込時に「口座振替依頼書」を提出されなかった方には、保険証といっしょに「口座振替依頼書」を送りますので、記入、押印のうえご提出をおねがいします。(ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合は、金融機関の口座確認印が必要となります。)

※申込時に「6か月前納」もしくは「12か月前納」での納付をご希望いただいた方へ
保険証といっしょに、資格取得月分の納付(初回納付書)1枚と資格取得月の翌月から9月もしくは翌年3月までの納付書(前納納付書)1枚の合計2枚の納付書を送付します。2枚とも納付期限までに納付してください。初回納付書と前納納付書の納付期限が異なる場合がありますので、届きましたら納付期限をよく確認していただくようお願いします。

3 再就職等で新しい健康保険に加入した場合は、「資格喪失申出書」を提出してください。

- ◆ 新しい勤務先で健康保険に加入した場合は、「資格喪失申出書」に任意継続の保険証全員分と新しい勤務先の保険証のコピーを添付してご提出をお願いします。「資格喪失申出書」は協会けんぽのホームページよりダウンロードできます。また、保険料の過払いが確認できた場合は、後日、保険料の還付請求書をお送りしますので手続きをお願いします。